## ◆小規模不動産特定共同事業登録　提出が必要となる書類（提出部数は、正本1部及び副本1部）

| 提出書類 | | 根拠条文 | 備考 | チェック |
|---|---|---|---|---|
| 様　式<br>第13号<br>（第60条関係） | 第1面～第3面 | 法第42条第1項第1号～第9号 | | |
| | 第4面　（小規模不動産特定共同事業に係る業務の方法） | 規則第60条第1項第1号 | 記入しきれない場合は、別紙添付でも可。 | |
| | 第5面　（役員の兼職状況） | 規則第60条第1項第2号 | | |
| | 第6面（電子取引業務を遂行するための体制） | 規則第60条第1項第3号 | | |
| | 手数料（60，000円） | 大阪府手数料条例 | 大阪府手数料（POS）納付用連絡票（納付した旨印字されたもの） | |
| 様　式<br>第3号<br>（第61条関係） | 添付書類（1）　：業務管理者設置証明書 | 法第50条第2項において準用する第17条第1項 | 業務管理者が、専任の取引士や他の法令により専任を要する業務に従事しようとする場合は、「法令による専任業務の兼務に関する申立書」が必要。<br>※他の業種の業務量等を斟酌のうえ、支障がないと認められる場合は可 | |
| | 添付書類（2）－1 | 規則第61条第1項第1号 | | |
| | 添付書類（2）－2 | | | |
| | 添付書類（3）－1　：略歴書 | 規則第61条第1項第2号 | 役員、法施行令第10条で定める使用人、業務管理者 | |
| | 添付書類（3）－2　：法人の沿革 | | 役員が法人である場合に作成要 | |
| | 添付書類（3）－3　：実務経験証明書 | | （3）－4の提出がある場合は不要 | |
| | 添付書類（3）－4　：業務管理者資格届出書 | | ①ビル経営管理士登録証明事業、②不動産コンサルティング技能試験・登録事業、③一般社団法人不動産証券化協会認定マスター、④国土交通省指定の実務講習（日本ビルヂング経営センター実施）　の4つのうちのいずれかに係る証明書（不動産コンサルティング技能登録証等）の写しが必要。 | |
| | 添付書類（4）<br>小規模不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項 | 規則第61条第1項第3号 | 別紙添付でも可 | |
| | 添付書類（5）　：誓約書 | 規則第61条第2項第1号 | | |
| その他<br>添付書類 | 定款 | 法第42条第2項第1号 | | |
| | 登記事項証明書（商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）） | 法第42条第2項第2号 | | |
| | ・不動産特定共同事業契約約款<br>・標準約款と申請者の約款案・異なる理由を記載した比較表 | 法第42条第2項第4号 | 任意組合、匿名組合、対象不動産変更型 | |
| | 直前2ヶ年度の貸借対照表及び損益計算書 | 規則第61条第2項第2号 | | |
| | 直前2ヶ年度の納税証明書（法人税・国税その1） | 規則第61条第2項第3号 | | |
| | その他　（向こう3年の事業計画書、収支見通し等） | － | | |

※上記以外でも、内容確認のために、別に各種書面を求めることがあります。

※官公署が証明する書類は、申請日前3月以内に発行されたものであることが必要です。